

1. 計画の趣旨・目的

この計画は、将来にわたって持続可能な町民の生活の足（生活交通）を確保するため、町内の交通ネットワーク、特に町内のフィーダー交通*の再編に資する公共交通を運行するため必要な事項を定めるものとする。

*フィーダー交通 フィーダー（feeder）とは、河川の支流という語源から、交通機関の支線のことを指す。幹線交通に交通を集中したり、幹線交通から交通を分散したりする役割を持つ。鉄道の場合には、バスやタクシー等の端末交通が、道路では幹線道路に接続する補助幹線道路や区画道路がこの役割を担う。

2. 生活交通ネットワーク計画素案の検討

2 - 1. 計画素案の概要

計画素案は、既存の町営バス向ヶ丘線を運休止、市街地循環バス、乗りあいタクシー及び向ヶ丘線の運行、スクールバスへの混乗を行うこととする。

(1) 利用方法による区分

【路線方式（小型のマイクロバス又はバス）】

市街地循環バス（一部自由降車）

向ヶ丘線（一部自由降車）

スクールバスへの混乗

【オンデマンド方式（小型のマイクロバス又はタクシー車両）】

乗りあいタクシー

*オンデマンド方式 事前に登録した利用者が、事前に利用予約を行うことにより運行する方式

(2) 運行地区による区分

【市街地区】

市街地循環バス（一部自由降車）

向ヶ丘線（一部自由降車）

【郊外（農村地区）】

向ヶ丘線

乗りあいタクシー

スクールバスへの混乗

2 - 2 . 運行期間

運行期間は、次のとおりとする。

- ・平成 25 年 4 月 10 日（水）～ 5 月 15 日（水）：約 1 ヶ月
- ・平日 23 日間、土日祝日 13 日間の計 36 日において運行

2 - 3 . 市街地循環バス運行計画

市街地の公共交通として、住民からの意見等により、身近なものと感じてもらうための「市街地循環バス」を以下のとおり設定する。

（ 1 ）実施主体、運行事業者及び運行委託先

- ・実施主体は、奈井江町地域公共交通会議とする。
- ・運行事業者は、短い運行期間であることから、現在、町営バス運行業務を受託している（株）美唄自動車学校とする。

（ 2 ）運行車両

- ・運行車両は、（株）美唄自動車学校所有の公共施設や住宅地内への連絡性が高い小型のマイクロバス（15 人乗り程度）とする。

(3) バス路線の概要

市街地循環バスは、できるだけ施設に直接連絡し、かつ、所要時間を短くして高齢者等が利用しやすくするために、西ルート線と東ルート線の2路線を運行する。また、各路線について、回り順を逆にする「系統」を運行する。

路線名	説明	路線概要	系統
西ルート線	本町、北町及び南町と中心部の間を輸送するバス路線	北町・本町・南町～中心部	北町・南町 本町回り (北町・南町先回り)
			本町 南町・北町回り (本町先回り)
東ルート線	東町と中心部の間を輸送するバス路線	東町～中心部	東町 本町回り (東町先回り)
			本町 東町回り (本町先回り)

(4) 便数、営業キロ程、所要時間及び停留所箇所数

西ルート線及び東ルート線の起終点、便数、営業キロ程、所要時間及び停留所設置数は以下のとおりである。停留所は、国道を除く路線は往路復路何れかに設置する。また、道路交通上支障のない範囲で自由降車区間を設定し、利便性の向上に配慮する。

路線名	起点・終点	便数(休日)	営業キロ程	所要時間	停留所設置数	往復分
西ルート線	奈井江駅前	5便(3便)	8.1km	29分	兼用停留所数	9基
東ルート線		5便(3便)	7.6km	26分		9基

(仮称)地域活性化センター竣工後は当施設を想定

合計：23基

(5) 運行時刻、運行路線の設定

運行時刻は、高齢者等の生活交通の時間帯を考慮して、以下のとおり設定する。なお、運行路線は、住民アンケートによる公共交通利用希望が高い地域を結ぶように設定する。

表1 各便の運行時間帯

運行時間帯	利用を想定する主な利用目的	コース及び便名
8時前後	通院目的で外出	北町・南町、東町 本町の第1便
10時前後	買物目的で外出	北町・南町、東町 本町の第2便
12時前後	通院、買物目的で帰宅	本町 北町・南町、東町の第1便
13時前後	買物目的で外出	北町・南町、東町 本町の第3便
16時前後	買物目的で帰宅	本町 北町・南町、東町の第2便

(参考) 時間帯別交通量：住民アンケート調査結果

